

大阪市告示第609号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大阪市立こども文化センターの使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月25日

大阪市長 横山英幸

1 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 委託先

クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体

代表者 一般財団法人大阪男女いきいき財団 理事長 京極 務

（こども青少年局企画部青少年課）